

都市計画決定権者一覧

平成22年4月1日現在

都市計画の内容		都道府県(指定都市(*1))決定				
		市町村決定 都道府県 知事同意	大臣同意不要	特定区域(*2) のみ大臣同意	大臣同意必要	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針				●	
	その他			●		
区域区分					●	
都市再開発方針等				●		
地	用途地域(*3)	三大都市圏等(*4)		○		
		その他	○			
	特別用途地区(*3)		○			
	特定用途制限地域(*3)		○			
	特例容積率適用地区	三大都市圏等(*4)		○		
		その他	○			
	高層住居誘導地区	三大都市圏等(*4)		○		
		その他	○			
	高度地区(*3)		○			
	高度利用地区		○			
特定街区		○				
域	都市再生特別地区				○	
	防火地域・準防火地域	○				
	特定防災街区整備地区	○				
	景観地区(*3)	○				
	風致地区(*3)	面積10ha以上		○		
		その他	○			
	駐車場整備地区		○			
	臨港地区	特定重要港湾				○
		重要港湾			○	
	その他	○				
歴史的風土特別保存地区				○		
区	緑地保全地域			○		
	特別緑地保全地区	面積10ha		○		
		その他	○			
	(近郊緑地特別保全地区)				○	
	緑化地域	○				
	流通業務地区			○		
	生産緑地地区	○				
	伝統的建造物群保存地区(*3)	○				
	航空機騒音障害防止地区		○			
	航空機騒音障害防止特別地区		○			
促進区域	市街地再開発促進区域	○				
	土地区画整理促進区域	○				
	住宅街区整備促進区域	○				
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○				
遊休土地転換利用促進地区		○				
被災市街地復興推進地域		○				
都市施設	道	一般国道			●	
		都道府県道	4車線以上		○	
			4車線未満		○	
		その他の道路	4車線以上		○	
	4車線未満		○			
	路	自動車専用道路				●
		その他			○(*5)	
	都市高速鉄道				○	
	駐車場		○			
		自動車ターミナル	一般		○	
空港	専用	○				
	第1種			○	●	
	第2種・第3種			●		
その他	○					
公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの				●	
	面積10ha以上			○		
その他	○					
広場・墓園	面積10ha以上			○		
	その他	○				
都	その他公共空地	○				

市	その他		○			
	電気・ガス供給施設		○			
	下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域		●	
			その他	○		
		流域下水道			●	
		その他		○		
	汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設			○	
		その他		○		
	地域冷暖房施設		○			
	河川	一級河川				●
		二級河川		○(*6)		
		準用河川		○		
	運河			○		
	学校	大学・高専			○	
その他			○			
図書館・研究施設等		○				
病院・保育所等		○				
市場・と畜場		○				
火葬場		○				
一団地の住宅施設	2,000戸以上			○		
	2,000戸未満		○			
一団地の官公庁施設				○		
流通業務団地				○		
電気通信事業用施設		○				
防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○				
防潮施設				○		
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha			○	
		面積50ha以下	○			
	新住宅市街地開発事業				○	
	工業団地造成事業				○	
	市街地再開発事業	面積3ha超				○
		面積3ha以下	○			
	新都市基盤整備事業				○	
	住宅街区整備事業	面積20ha				○
		面積20ha以下	○			
	防災街区整備事業	面積3ha超				○
面積3ha以下		○				
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域				○	
	工業団地造成事業予定区域				○	
	新都市基盤整備事業予定区域				○	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域				○	
	一団地の官公庁施設予定区域				○	
	流通業務団地予定区域				○	
地区計画等	地区計画		○(*7)			
	防災街区整備地区計画		○(*7)			
	沿道地区計画		○(*7)			
	集落地区計画		○(*7)			

- \*1 ●印の都市計画は、指定都市の区域においても都道府県決定。  
\*2 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域、人口30万人以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域（大臣指定）、これらと密接な関連のある都市計画区域（大臣指定）。  
\*3 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定（あらかじめ、都道府県知事の意見聴取）。  
\*4 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域。  
\*5 指定都市が決定するのは、首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路以外のものに限る。  
\*6 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る。  
\*7 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定。

※ 本表は都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く。